

# 機構図及び事務分掌

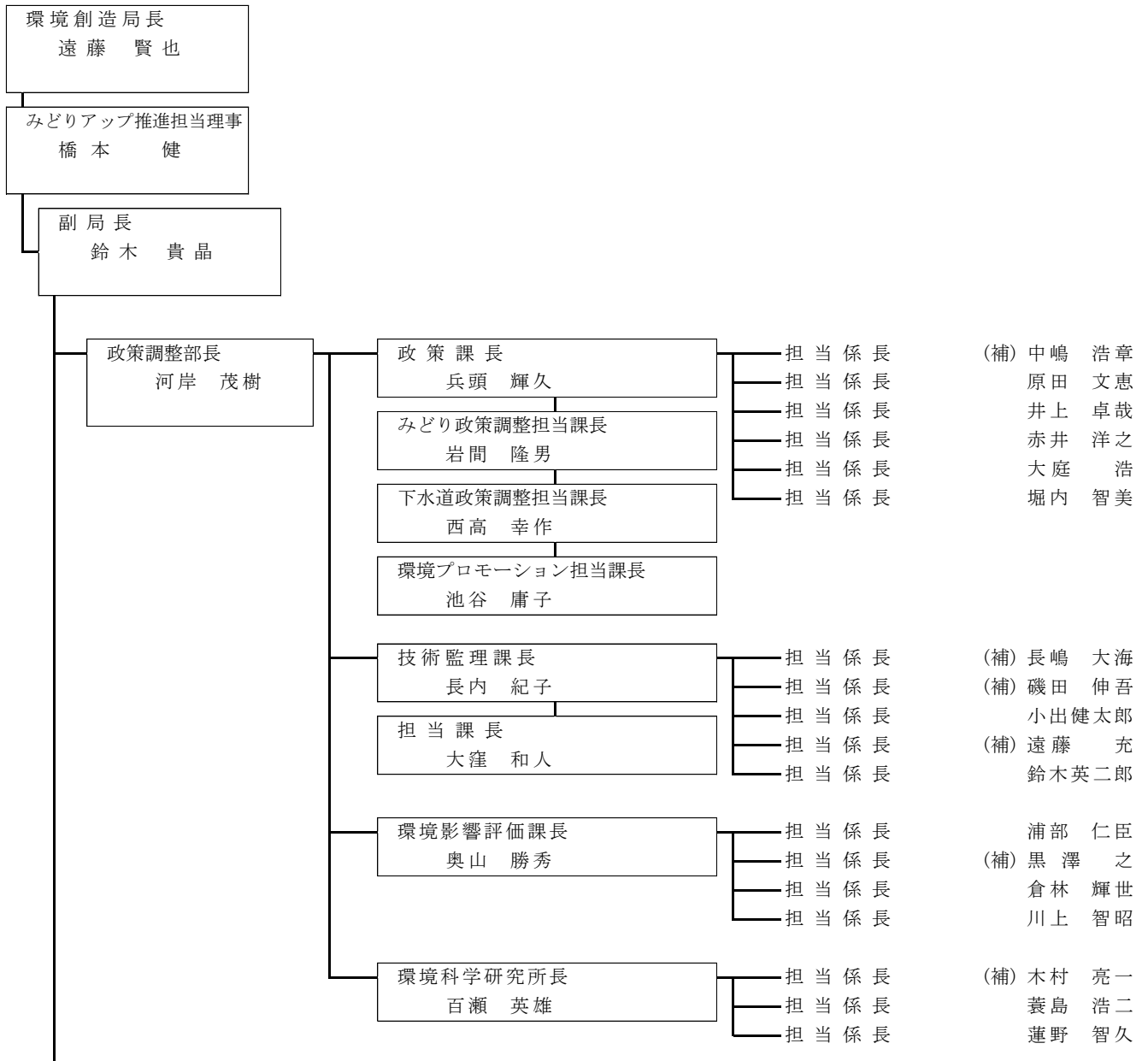
令和3年度

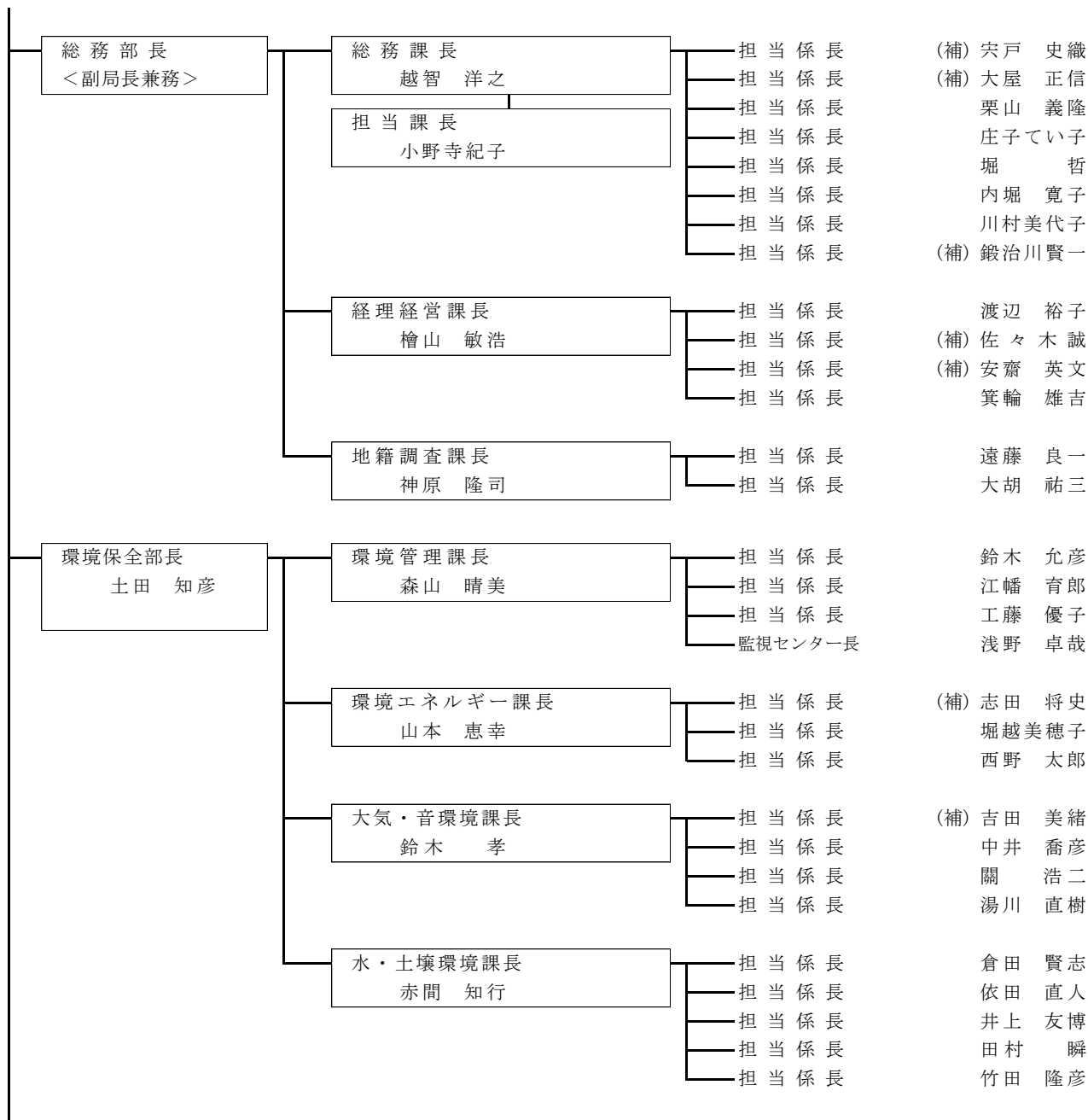
環境創造局

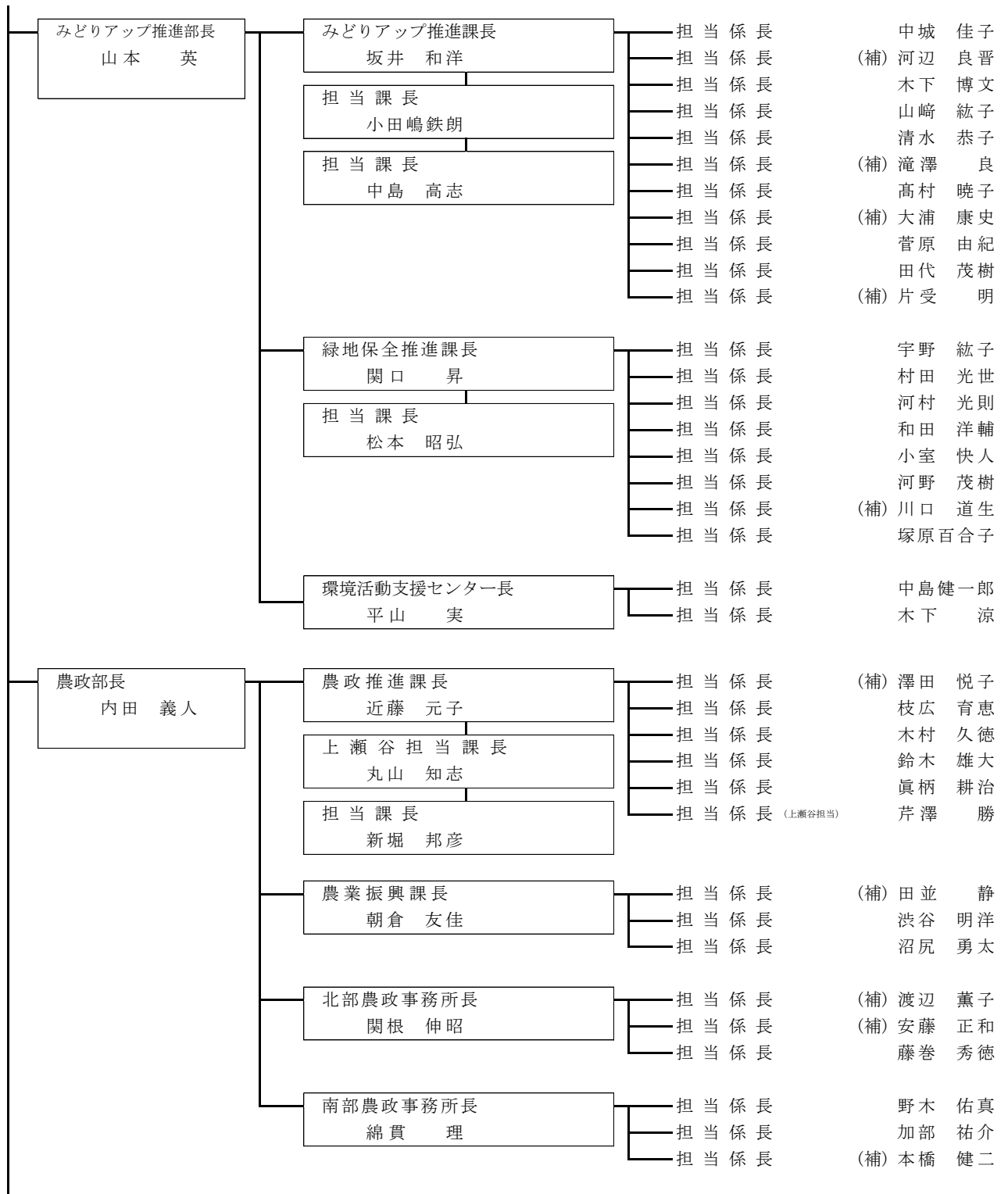
令和3年4月1日現在

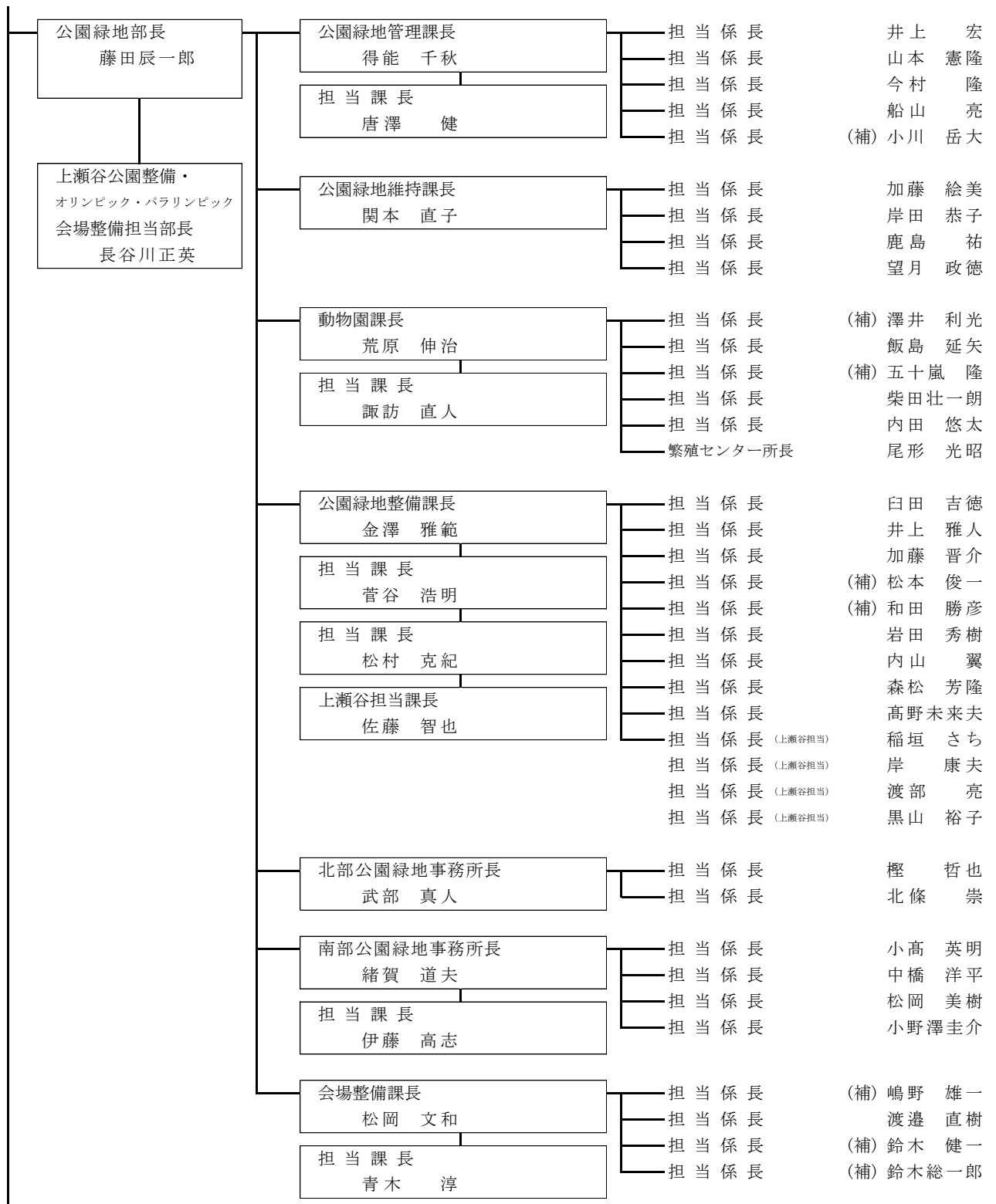
## 環境創造局機構図

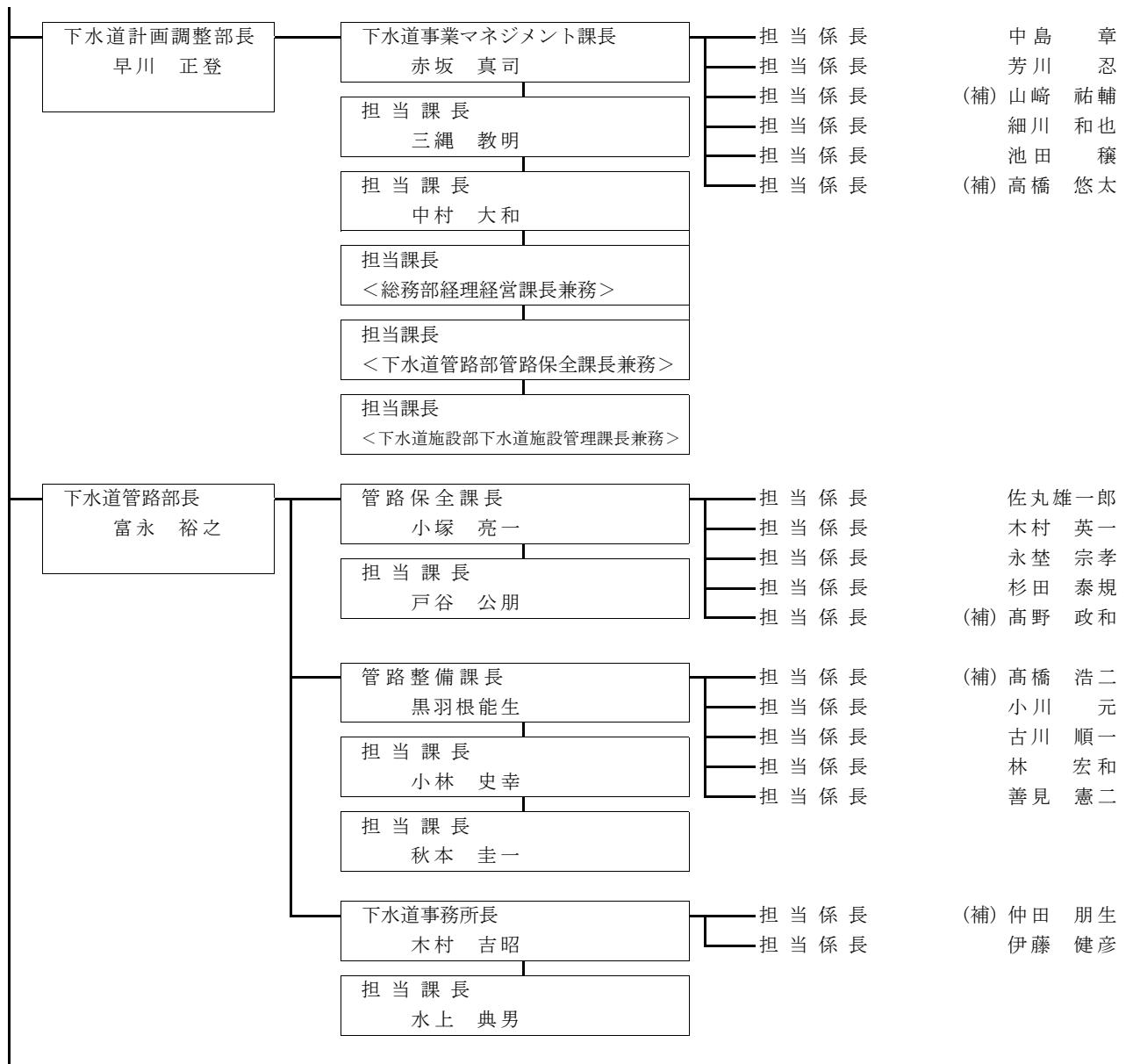
(補) は課長補佐

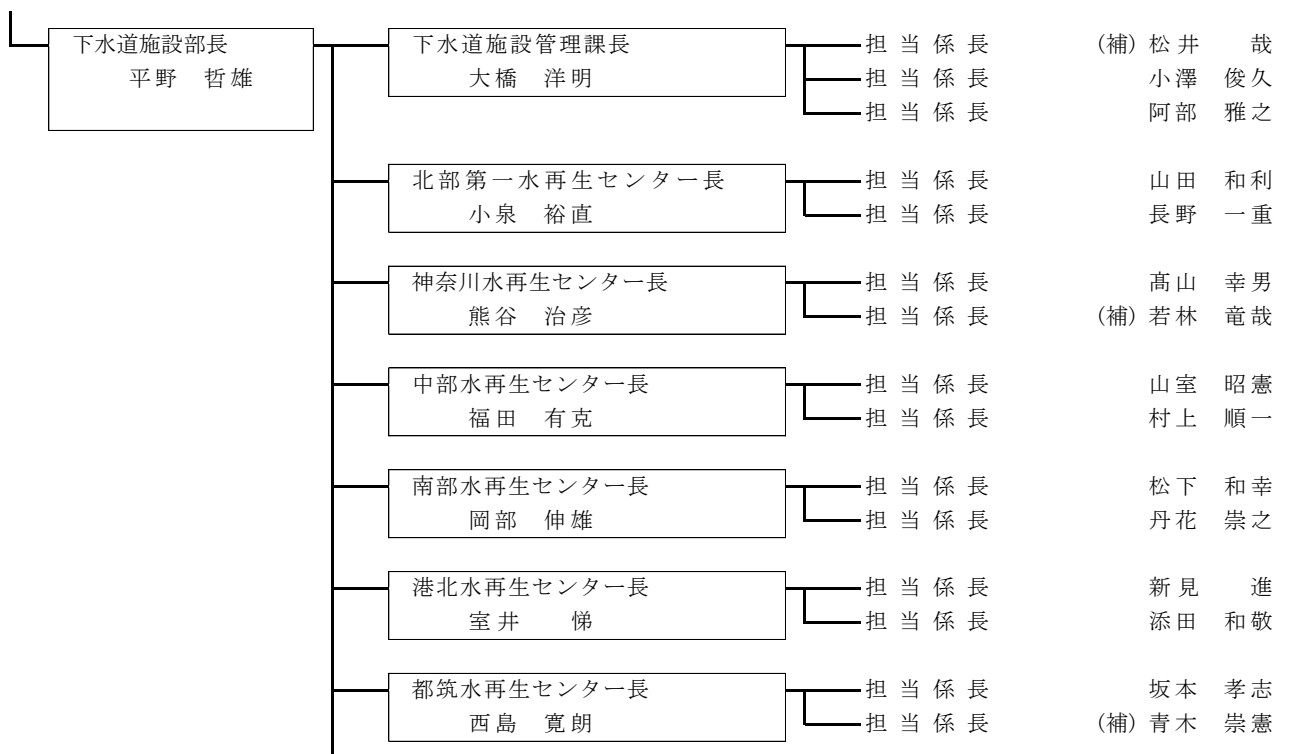


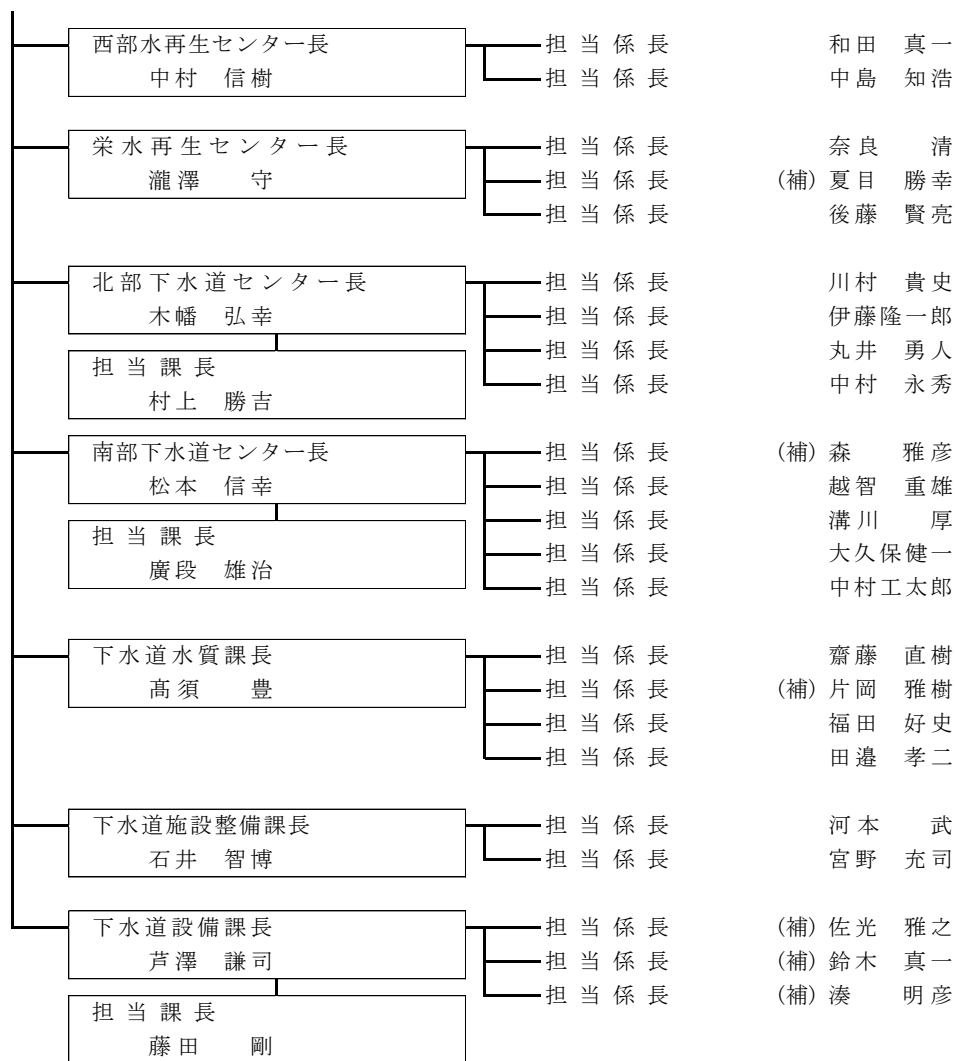














日本下水道事業団派遣	担当課長	森 弘	吉 祥
	担当係長	小嶋	正 人
	担当係長	前田	智 愛
	担当係長	鈴木	大 輔
	担当係長	後藤	大 輔
日本下水道協会派遣	担当係長	内藤	文 彦
日本下水道新技術機構派遣	担当課長	吉野	文 雄
横浜市緑の協会派遣			
担当部長	清水 健二	担当課長	白井 智廣
		担当係長	本田 昌幸
		担当係長	恩田 英治
独立行政法人都市再生機構派遣	担当係長	北野	紀 子
横浜市スポーツ協会派遣			
担当部長	綱河 功	担当係長	石川 泰利
		担当係長	田井 勘二郎
株式会社建設資源広域利用センター退職派遣			
	担当課長	牧野 仁志	担当係長
			堀 博 明
独立行政法人国際協力機構派遣	担当係長	保坂	幸 也
横浜ウォーター株式会社退職派遣			
	担当係長(補)	清水	幸 治
	担当係長	鈴木	大 輔
環境省派遣	担当係長	大和	禎 則
国土交通省派遣	担当係長	佐々木	龍 一
国土交通省派遣	担当係長	新田	和 宏

## 事務分掌

### 環境創造局

#### 政策調整部

##### 政策課

- (1) 環境に関する重要施策の企画に関すること。
- (2) 局主幹事業に関する基本的な計画の立案及び調査研究並びに総合調整に籍すること。
- (3) 生物多様性に関する企画及び総合調整に関すること。
- (4) 環境プロモーションに関すること。
- (5) 環境活動の推進及び普及啓発に関すること。
- (6) 環境に関する協働の企画及び総合調整に関すること。
- (7) 環境教育の推進に関すること。
- (8) 区役所との連携による環境に関する事業（資源循環局の主管に属するものを除く。）の推進及び総合調整に関すること。
- (9) 広域環境問題に関すること。
- (10) 横浜市環境創造審議会、横浜みどりアップ計画市民推進会議及び横浜環境活動賞審査委員会に関すること。
- (11) 環境マネジメントシステムの推進に関すること。
- (12) ヒートアイランド対策の推進に関すること。
- (13) 環境保全基金に関すること。
- (14) 部内他の課の主管に属しないこと。

##### 技術監理課

- (1) 公園緑地（都市公園法（昭和31年法律第79号）に規定する公園及び緑地をいう。以下同じ。）、下水道等の工事（以下この部において「局所管工事」という。）の設計資料の収集及び標準化に関すること。
- (2) 局所管工事（公園緑地等に係る維持委託業務を含む。次号から第5号までにおいて同じ。）に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関すること。
- (3) 局所管工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (4) 局所管工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- (5) 局所管工事の工事補償に係る総合調整に関すること。
- (6) 土木事務所が行う公園緑地工事（公園緑地等に係る維持委託業務を含む。）の技術的事項に関すること。
- (7) 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 建設発生土の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- (9) 建設発生土に関する調査研究に関すること。

(10) 工事等から発生する建設発生土及び舗装廃材等の再利用及び処分並びに処分地の設定等に係る対策に関すること。

(11) 横浜市建設発生土対策協議会に関すること。

#### 環境影響評価課

- (1) 環境影響評価書等の受理、公告、縦覧等に関すること。
- (2) 環境影響評価の審査等に関すること。
- (3) 横浜市環境影響評価審査会に関すること。
- (4) 環境影響評価に関する相談及び指導に関すること。
- (5) 環境影響評価等に関する調査研究、情報の収集等に関すること。

#### 環境科学研究所

- (1) 環境保全等のための対策に関する調査研究に関すること。
- (2) 環境保全等に係る測定方法等の調査研究及び測定分析の実施に関すること。
- (3) 環境保全に係る技術開発に関すること。

#### 総務部

##### 総務課

- (1) 局内の人事及び文書に関すること。
- (2) 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- (4) 局の危機管理に関すること。
- (5) 公益財団法人横浜市緑の協会に関すること。
- (6) 他の部及び課の主管に属しないこと。

##### 経理経営課

- (1) 局内の予算及び決算に関すること。
- (2) 下水道使用料に関すること。
- (3) 下水道事業の企業債及び一時借入金に関すること。
- (4) 下水道事業の収入及び支出の認証に関すること。
- (5) 下水道事業の金銭、有価証券及び物品の出納並びにこれらの保管に関すること。
- (6) 下水道事業の決算に係る証書類の保管に関すること。
- (7) 局主管の財産管理の総合調整に関すること（公園緑地部公園緑地管理課の分掌事務第11号に係るものを除く。）。
- (8) その他局内の経理及び出納に関すること。

##### 地籍調査課

- (1) 国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査事業に関すること。

## 環境保全部

### 環境管理課

- (1) 公害問題等の処理に関する計画及び調整に関すること。
- (2) 横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）に基づく許可等に関すること。
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例等の普及啓発に関すること。
- (4) 公害防止のための相談、指導並びに資金の融資及び助成に関すること。
- (5) 化学物質等に関する指導及び調整に関すること。
- (6) 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく地球温暖化対策計画等の公表、評価、指導等に関すること。
- (7) 交通環境対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 環境エネルギー課

- (1) 地方公共団体実行計画に関すること（温暖化対策統括本部の主管に属するものを除く。）。
- (2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）に係る事務の総合調整に関すること。
- (3) 横浜市生活環境の保全等に関する条例第144条に基づく市の地球温暖化対策計画等の作成等に関すること。
- (4) 再生可能エネルギーの普及に関すること。
- (5) 省エネルギーの推進に関すること。
- (6) 市の事務事業におけるグリーン購入の推進に関すること。
- (7) 横浜型グリーン電力入札制度に関すること。
- (8) 風力発電事業に関すること。
- (9) 次世代自動車等の普及促進に関すること。
- (10) 自動車排出ガス削減対策に関すること。

### 大気・音環境課

- (1) 大気汚染、騒音、振動及び悪臭（以下この部において「大気汚染等」という。）の防止のための規制及び指導に関すること。
- (2) 大気汚染等に係る調査に関すること。
- (3) 公害等に関する苦情の相談及び処理に関すること（水・土壌環境課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (4) その他大気汚染等に関すること。

### 水・土壌環境課

- (1) 水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下及び地下水汚染（以下この部において「水質汚濁等」

という。)の防止のための規制及び指導に関すること。

- (2) 水質汚濁等に係る調査に関すること。
- (3) 水質汚濁等に関する苦情の相談及び処理に関すること。
- (4) その他水質汚濁等に関すること。
- (5) 公共下水道を使用する工場及び事業場からの排水（以下この部において「工場排水」という。）に係る規制及び指導に関すること。
- (6) 工場排水の水質分析、測定及び調査研究に関すること。
- (7) 除害施設等管理責任者に関すること。

## みどりアップ推進部

### みどりアップ推進課

- (1) 緑化の推進及び普及啓発に関すること。
- (2) 山林樹林地（首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）に係るもの並びに市民の森、ふれあいの樹林及び市有緑地をいう。以下同じ。）の保全管理並びに利用及び活用に係る総合調整に関すること。
- (3) 山林樹林地に関する環境活動支援センター及び公園緑地事務所との連絡調整に関すること。
- (4) 山林樹林地の愛護会に関すること。
- (5) 自然保護奨励金の申請受付に関すること。
- (6) 横浜自然観察の森に関すること。
- (7) 名木古木に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (8) 森づくりボランティア団体に関すること（環境活動支援センター、公園緑地部公園緑地維持課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (9) 緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条に基づき指定された山林樹林地の保全管理並びに利用及び活用に関すること（公園緑地部公園緑地整備課の分掌事務第1号に係るもの及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (10) よこはま緑の街づくり基金に関する事業の調整に関すること。
- (11) 横浜市協働の森基金の管理に関すること。
- (12) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る事業の基本方針及び実施の計画に関すること。
- (13) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること。
- (14) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
- (15) 公園緑地事業及び山林樹林地事業に係る国等との調整に関すること。
- (16) 横浜市みどり保全創造事業費会計及び横浜市みどり基金に関すること。
- (17) 都市緑地法第5章に基づく緑地協定の縦覧、認可等に関すること。
- (18) 都市緑地法第6章第2節に基づく市民緑地設置管理計画の認定等に関すること。

- (19) 都市緑地法第7章に基づく緑地保全・緑化推進法人の指定等に関する事。
- (20) 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）第5条に規定する緑化部分の保全契約に関する事。
- (21) 緑の環境をつくり育てる条例第4条から第6条までに規定する公共施設等の緑化に関する事。
- (22) 緑の環境をつくり育てる条例第10条に基づく市民等への支援に関する事。
- (23) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為による公園等の設置、樹木の保存及び表土の保全並びに土地区画整理事業等による公園等の設置についての協議並びにこれらに係る審査、指導及び検査に関する事。
- (24) 開発事業調整条例第18条第2項第4号及び第9号に基づく緑化等に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関する事。
- (25) 緑の環境をつくり育てる条例第8条に規定する協定及び同条例第9条に規定する緑化等の推進に関する計画に関する事。
- (26) 首都圏近郊緑地保全法第7条に基づく保全区域における行為の届出に関する事及び都市緑地法第14条に基づく行為の届出、許可等に関する事。
- (27) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の8に基づく伐採及び伐採後の造林の届出等に関する事。
- (28) 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号。以下「地区計画条例」という。）第3章に基づく緑地の保全のための制限に係る行為の許可等に関する事。
- (29) 地区計画条例第4章に基づく建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関する事。
- (30) 緑化地域における建築物の緑化率の制限に係る証明、許可及び指導等に関する事。
- (31) 第26号から前号までに掲げる事務に関する違反是正指導及び措置に関する事。
- (32) 部内他の課の主管に属しない事。

#### 緑地保全推進課

- (1) 公園緑地の設置及び山林樹林地の指定の方針決定に関する事。
- (2) 公園緑地及び山林樹林地に係る用地の取得又は借受け等の事前調整に関する事（公園緑地部公園緑地整備課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公園緑地及び山林樹林地に係る都市計画決定のための原案作成に関する事（公園緑地部公園緑地整備課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 緑の環境をつくり育てる条例第7条に基づく保存すべき山林樹林地の指定に関する事。
- (5) 局主管事務事業に係る用地（以下この部において「事業用地」という。）の取得及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事。

- (6) 事業用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事。
- (7) 事業用地に係る地上権等の設定及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関する事。
- (8) 事業用地、物件等の調査に関する事。
- (9) 取得事業用地等の登記手続に関する事。
- (10) 事業用地の取得等に伴う租税特別措置法（昭和32年法律第26号）等に基づく手続に関する事。
- (11) 事業用地の取得等に係る諸証明に関する事。
- (12) 事業用地の取得、借受け及び地上権等の設定並びにこれらに係る補償に伴う経理事務に関する事。
- (13) 横浜市協働の森基金に係る用地の取得等に関する事。

#### 環境活動支援センター

- (1) 樹林地、公園、農地における環境活動支援に関する事。
- (2) 森づくりボランティア団体の人材育成及び活動支援に関する事。
- (3) 横浜市こども植物園及び横浜市児童遊園地（以下「植物園等」という。）内の施設の維持管理並びに植物の栽培及び展示に関する事。
- (4) 植物に関する相談及び指導に関する事。
- (5) 植物に関する調査研究及び資料の収集に関する事。
- (6) 植物に関する知識の普及活動及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (7) 植物園等の使用及び占用に関する事。
- (8) 植物園等の使用料の徴収等に関する事。
- (9) 植物園等における禁止行為及び制限行為の取締り並びに入園の制限等に関する事。
- (10) 横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条から第19条の6までの規定による監督処分に関する事。
- (11) 植物園等の維持に係る委託並びに工事（修繕等を含む。）の設計及び施行並びにその他工事の設計（大規模なものを除く。）及び施行に関する事。
- (12) その他植物園等の管理及び運営に必要な事。

#### 農政部

##### 農政推進課

- (1) 農政施策の計画及び事業実施に係る総合調整に関する事。
- (2) 農業協同組合その他の団体に関する事。
- (3) 農業統計の調査及び報告並びに農業災害の調査、対策等に関する事。
- (4) 農業委員会及び農業委員会連合会に関する事。
- (5) 農業振興地域整備計画に関する事。
- (6) 農地の利用及び保全に係る総合調整等に関する事。
- (7) 市民利用型農園の計画及び総合調整に関する事。

- (8) 農のある地域づくりの推進に係る総合調整に関すること。
- (9) 農地法（昭和27年法律第229号）に関すること。
- (10) 土地改良事業等の総合的な運営、技術的指導及び助成等に係る総合調整に関すること。
- (11) 土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良区の設立認可等に関すること。
- (12) 農業用施設等の整備に係る総合調整に関すること。
- (13) 農地及び農業用公共施設等の災害防止及び災害復旧に係る総合調整に関すること。
- (14) 農道用地に係る権利関係の整理等に関すること。
- (15) 水産に関すること。
- (16) 水産業協同組合その他の団体に関すること。
- (17) 漁港区域内の公有水面の埋立免許等に関すること。

#### 農業振興課

- (1) 農産物の生産振興の総合調整に関すること。
- (2) 農業従事者の育成に係る計画及び支援の総合調整に関すること。
- (3) 地産地消に関すること。
- (4) 環境保全型農業の推進の総合調整に関すること。
- (5) 米穀の生産調整に係る総合調整に関すること。
- (6) 農業金融に関すること。
- (7) 園芸の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- (8) 農産物の病虫害対策及び農薬安全使用に関すること。
- (9) 園芸団体に関すること。
- (10) 畜産の技術及び経営の調査及び指導に関すること。
- (11) 家畜防疫に関すること。

#### 農政事務所

- (1) 担任区域内の農業施策等の調整に関すること。
- (2) 農業協同組合その他の団体との連絡調整に関すること。
- (3) 農業に係る諸調査に関すること。
- (4) 市民利用型農園の推進に関すること。
- (5) 農業振興地域整備計画に係る指導調整に関すること。
- (6) 農地保全の推進に関すること。
- (7) 農地に関する利用権設定等の推進に関すること。
- (8) 農業のある地域づくりの推進に関すること。
- (9) 農業従事者の育成事業の推進に関すること。
- (10) 農産物の生産振興の推進に関すること。
- (11) 米穀の生産調整に関すること。



(12) 土地改良事業等の運営、技術指導及び助成等に関すること。

(13) 農業委員会との連絡に関すること。

## 公園緑地部

### 公園緑地管理課

- (1) 公園緑地の運営に関すること（公園緑地維持課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公園緑地の管理等の調整に関すること。
- (4) 公園緑地及び山林樹林地の管理等に係る事故処理、訴訟等に関すること。
- (5) 公園緑地の供用等手続に関すること。
- (6) 公園の指定管理に関すること（動物園課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (7) 横浜市市民利用施設予約システムに関すること（公園施設に係るものに限る。）。
- (8) 横浜スタジアムの管理及び運営に関すること。
- (9) 株式会社横浜スタジアムに関すること。
- (10) 公園用地の借受け及びこれに伴う補償並びにこれらの契約に関すること。
- (11) 公園緑地及び山林樹林地の財産管理及び土地に係る権利の得喪変更に関すること。
- (12) 都市計画法等に基づく開発行為等により設置される公園等の帰属に関すること。
- (13) 公園緑地及び山林樹林地の寄附に関すること。
- (14) 公園台帳に関すること。
- (15) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 公園緑地維持課

- (1) 公園緑地の維持に関すること（動物園課、公園緑地整備課及び公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園緑地事務所及び土木事務所との公園緑地に係る連絡調整に関すること（公園緑地管理課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公園愛護会等に関すること。
- (4) 公園緑地の利用促進等に関すること。

### 動物園課

- (1) 動物園の企画、調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 動物園基金に関すること。
- (3) 繁殖センターに関すること。
- (4) 動物園並びに横浜動物の森公園（動物園を除く。）、野毛山公園（動物園を除く。）及び金沢自然公園（動物園を除く。）（以下「動物園等」という。）の管理（権利の得喪又は変更を伴うものを除く。）に関すること。

- (5) 動物園等の使用及び占用に関すること。
- (6) 動物園等の使用料の徴収等に関すること。
- (7) 動物園等における禁止行為及び制限行為等の是正指導等に関すること。
- (8) 動物園等における都市公園法第27条及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条の規定による監督処分に関すること。
- (9) 動物園の運営及び維持に関すること（公園緑地整備課の主管に属するものを除く。）。
- (10) 横浜動物の森公園における公園緑地の建設用地（里山ガーデンに限る。）の管理等に関すること。
- (11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）による鳥獣の捕獲許可及び飼養の登録並びに販売禁止鳥獣等の販売許可に関すること。
- (12) 野生鳥獣対策に係る総合調整に関すること。

#### 公園緑地整備課

- (1) 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る建設計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園緑地及び山林樹林地の施設に係る再整備計画並びにこれらの工事の設計及び施行に関すること（公園緑地事務所の主管に属するものを除く。）。
- (3) 返還跡地等における公園緑地及び防災公園街区整備事業に係る都市計画決定のための原案作成及び整備に関すること。
- (4) 新横浜公園、横浜動物の森公園及び返還跡地等における公園緑地の建設用地の管理等に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 緑化工事の設計、施行及び移管に関すること。
- (6) 局所管の公園緑地及び横浜ふるさと村総合案内施設の電気設備等の維持管理に関すること。
- (7) 公園緑地の電気施設等に係る設計審査、指導及び検査に関すること。

#### 公園緑地事務所

- (1) 公園及び緑地等の管理（権利の得喪又は変更を伴うものを除く。）に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）の使用及び占用に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）の使用料の徴収等に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 公園及び緑地等（街路樹及び街庭を除く。）内における禁止行為及び制限行為等の是正指導等に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 都市公園法第27条及び横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）第19条の規定による監督処分に関すること（動物園課の主管に属するものを除く。）。

- (6) 公園及び緑地等の維持に係る委託並びに工事（修繕等を含む。）の設計及び施行並びにその他工事の設計（大規模なもの及び異例なものを除く。）及び施行に関すること（動物園及び繁殖センターの維持に関するものを除く。）。
- (7) 山林樹林地の管理運営に関すること。

#### 会場整備課

- (1) 第32回オリンピック競技大会及び第16回パラリンピック競技大会を開催するための新横浜公園の総合競技場等に係る整備及び総合調整に関すること。

#### 下水道計画調整部

##### 下水道事業マネジメント課

- (1) 下水道事業に係る事業の基本方針及び実施の計画に関すること。
- (2) 下水道事業の経営計画等に関すること。
- (3) 下水道事業に係る執行調整及び国庫補助申請に関すること。
- (4) 下水道事業に係る統計、調査及び研究に関すること。
- (5) 下水道に係る技術開発に関すること。
- (6) 下水道事業に係る国等との調整に関すること。
- (7) 公共下水道の事業計画の協議に関すること。
- (8) 都市計画法に基づく公共下水道の都市計画決定及び事業認可に係る原案作成に関すること。
- (9) 公共下水道管きょ並びに水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの附属施設（以下「水再生センター等」という。）の保全及び更新に関する総合調整に関すること。
- (10) 下水道に係る国際交流及び国際協力に関すること。
- (11) 横浜水ビジネス協議会に関すること（下水道に係るものに限る。）。
- (12) 下水道事業関係団体との連絡調整に関すること。

#### 下水道管路部

##### 管路保全課

- (1) 国、県、市等の所管する河川等の土地を占用する場合の調整及び道路を占用する場合の諸手続に関すること。
- (2) 下水道台帳及び補完図書に関すること。
- (3) 下水道用地に係る台帳及び利用の計画に関すること。
- (4) 国、県等との公共下水道管きょの付替え等のための協議に関すること。
- (5) 公共下水道の一時使用に係る調査及び統計に関すること。
- (6) 公共下水道の施設（その敷地を含む。）に物件を設置する行為及び当該施設の占用に係る調査及び統計に関すること。
- (7) 公共下水道の付近地での掘削工事及び公共下水道管きょの損傷事故に関すること。

- (8) 公共下水道の施設の払下げに関する事。
- (9) 公共下水道管理者以外の者が設置した排水施設（公共下水道となるべきものに限る。）の帰属に関する事。
- (10) 公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は維持に関する事。
- (11) 公共下水道管きよの清掃、修繕、改良等の維持管理に関する事。
- (12) 公共下水道管きよの維持管理及び受託による下水道管きよの工事（共同排水設備に係る工事を含む。）に係る計画、調査及び統計に関する事。
- (13) 公共下水道管きよの清掃委託及び当該委託の施行に係る調整並びに公共下水道管きよの改良工事に係る設計に関する事。
- (14) 公共下水道管きよの耐震対策等に関する事（管路整備課の分掌事務第6号及び下水道施設部下水道施設管理課の分掌事務第1号に係るものを除く。）。
- (15) 道路法（昭和27年法律第180号）第71条の規定に基づく道路管理者の監督処分による公共下水道管きよの工事の設計及び施行に係る調整に関する事。
- (16) 受託による下水道管きよの工事（共同排水設備に係る工事を含む。）及び公共下水道管きよの修繕工事に関する技術基準等の作成並びに指導及び研修に関する事（政策調整部技術監理課の分掌事務第2号に係るものを除く。）。
- (17) 取付管の工事及び公共下水道管きよの修繕工事の設計単価、歩掛り等の作成並びにこれらの調整に関する事（政策調整部技術監理課の分掌事務第3号に係るものを除く。）。
- (18) 修繕工事の資材の購入等並びに課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関する事。
- (19) 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関する事。
- (20) 排水設備の設置、水洗便所への改造及びし尿浄化槽の廃止の指導に係る連絡調整に関する事。
- (21) 横浜市水洗化紛争仲介委員会に関する事。
- (22) 排水設備の設置命令、水洗便所への改造命令及びし尿浄化槽の廃止命令等に関する事。
- (23) 排水区域及び処理区域の決定及び公示に関する事。
- (24) 水洗便所改良工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る助成及び貸付け並びに排水設備設置工事に係る貸付けに関する事。
- (25) 雨水浸透ます設置助成金に関する事（土木事務所の主管に属するものを除く。）。
- (26) 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。
- (27) 水洗化の普及に係る調査、施策の企画、統計等に関する事。
- (28) し尿浄化槽排水の流末指導に関する事。
- (29) 排水設備設置工事、水洗便所改造工事及びし尿浄化槽廃止工事に係る計画の確認、指

導、施行、検査等に関すること。

(30) 雨水浸透ますの設置に関すること。

(31) 既設排水設備の調査に関すること。

(32) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の審査、指導及び検査に関すること。

(33) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道の施設の払下げ等に関すること。

(34) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等により設置される排水施設の帰属及び管理に係る協議に関すること。

(35) 都市計画法に基づく開発行為、宅地造成工事等による公共下水道管理者以外の者が行う公共下水道の施設に関する工事又は維持の協議に関すること。

(36) 開発事業調整条例第18条第2項第6号に基づく遊水池その他の適当な施設に係る開発事業計画の同意に係る審査、指導等に関すること。

(37) 共同排水設備工事の助成に関する企画及び連絡調整に関すること。

(38) 部内他の課の主管に属しないこと。

#### 管路整備課

(1) 下水道管きよに係る新設及び更新工事の設計並びに当該工事の施行の調整に関すること。

(2) 私道対策受託下水道工事及び共同排水設備受託工事との調整に関すること。

(3) 接続雨水浸透ます設置工事の設計及び施行の調整に関すること。

(4) 水路（水路敷を含む。）におけるせせらぎ緑道整備工事の設計及び施行の調整に関すること。

(5) 汚泥圧送管工事（下水道施設部下水道施設整備課が所管する工事を除く。）の設計及び施行の調整に関すること。

(6) 下水道管きよに係る地震対策工事の設計及び施行の調整に関すること。

(7) 下水道管きよに係る合流改善対策工事の設計及び施行の調整に関すること。

(8) 課所管工事の工事用資材及び器材の検査に関すること。

(9) 課所管工事に伴い生ずる被害の補償等に関すること。

(10) 下水道工事に係る水道、ガス等の企業者等との連絡調整に関すること。

#### 下水道事務所

(1) 幹線の下水道管きよの工事等に関すること（環境創造局下水道管路部管路保全課及び管路整備課の主管に属するものを除く。）。

(2) 水再生センター、ポンプ場等の工事等に関すること（環境創造局下水道施設部水再生センター、下水道センター及び下水道施設整備課の主管に属するものを除く。）。

(3) 水再生センター、ポンプ場等の各種工事（土木、建築、電気及び機械工事をいう。）

の調整に関すること（環境創造局下水道施設部下水道施設整備課の主管に属するものを除く。）。

- (4) 幹線の下水道管きよに係る道路占用等の手続に関すること。
- (5) 幹線の下水道管きよに係る支障物件の切回し及び移転等の手続に関すること。
- (6) 下水道事業用予定地の管理の事務に関すること。
- (7) その他事務所に関すること。

## 下水道施設部

### 下水道施設管理課

- (1) 水再生センター等の管理及び保全に関すること（水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 水再生センター等の運転の調整に関すること。
- (3) 水再生センター等の維持管理に係る調査及び統計並びに関係機関との協議に関すること。
- (4) 水再生センター等の電気及び機械等の技術研修に関すること。
- (5) 水再生センター及びポンプ場の要員宿舍の管理の調整に関すること。
- (6) 汚泥の有効利用に係る施設の管理に関すること。
- (7) その他水再生センター等に関すること。
- (8) 部内他の課の主管に属しないこと。

### 水再生センター

- (1) 水再生センター、ポンプ場及びこれらの附属施設の維持管理及び保全に関すること。
- (2) 下水（し尿を含む。以下同じ。）の処理及びその調整に関すること。
- (3) 水再生センター、ポンプ場及びこれらの附属施設（これらの敷地を含む。）に物件を設置する行為の許可及び届出並びに当該施設の占用の許可に関すること。

### 下水道センター

- (1) 水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの付属施設の維持管理及び保全に関すること。
- (2) 下水の処理及びその調整に関すること。
- (3) 汚泥の処理及びその調整に関すること。
- (4) 水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及びこれらの付属施設（これらの敷地を含む。）に物件を設置する行為の許可及び届出並びに当該施設の占用の許可に関すること。

### 下水道水質課

- (1) 下水道事業における水質及び汚泥等に係る調査、研究、分析及び測定等に関すること。
- (2) 水再生センターの水質の調整並びに下水及び汚泥等の分析等に関すること。
- (3) 汚泥の集約処理に伴う水再生センター間等の連絡調整に関すること。

#### 下水道施設整備課

- (1) 水再生センター等に係る土木工事の設計及び施行に関すること（下水道事務所、水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 水再生センター等に係る建築工事及び造園工事に関する施行及び調整に関すること（下水道事務所、水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (3) 水再生センター等の工事に係る技術的調査に関すること。
- (4) 水再生センター等予定地の管理の調整に関すること。

#### 下水道設備課

- (1) 下水道に関する電気及び機械工事の設計、施行及び調整に関すること（下水道施設管理課の分掌事務第1号に係るもの並びに水再生センター及び下水道センターの主管に属するものを除く。）。
- (2) 局所管の電気及び機械工事の技術的調査に関すること。